様式第３号（第６条関係）

　　発第　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　　　　印

日常生活用具給付決定通知書

　さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付番号 | 第　　　　　　号 | 給付決定日 | 　　年　　月　　日 |
| 対象者（児） | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 |  | 性別 |  | 電話番号 |  |
| 決定内容 |  | 交付年月 |  |
| 納入業者 | 名　　称 |  | 電話番号 |  |
| 所在地 |  |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | 公費負担額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| 自己負担上限月額 |
| 円 |
| １　用具は、利用者が費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものであるため、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。２　給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。３　２に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。４　この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に三股町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）５　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、三股町長を被告として提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） |